

静岡県監査委員告示第11号

令和8年3月16日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和8年5月18日

静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 松本 早巳
静岡県監査委員 土屋 源由
静岡県監査委員 木内 満

第1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1 星野 光央

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和8年3月16日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

静岡県知事に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：健康福祉部

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

（A理事）令和7年5月9日 懲戒免職したが、それまでに支払った給料の全て

（支出額がわかる文書を開示請求したが、個人名での給料支払文書を特定できない、との回答であった。かわりに、開示された文書を添付する。そこから部長級の給料は算定できる、とのことであった）

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

彼は、令和7年5月9日に懲戒免職処分を受けた。B前知事からも注意を受けていた（書面有）にもかかわらず、その後も虚偽を用いて副業を続け、総額約2740万円をせしめてきた。これは静岡県民を欺き、県民の県職員に対する信頼をぶっ壊す行為であった。令和6年8月に、県職員による通報以降も、県行政に対して、虚偽の説明を繰り返し、給料をもらい続けてきた行為

は、民法上の詐欺である。そして、地方公務員法違反である。一部の者の奉仕者であったことは明らか、つまり公務員として憲法違反を犯していた。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した給料等が全て損害

平然とB前知事の注意を無視し、副業を行い続け、法令違反を犯し続け、暴利を貪り続けるのが「静岡県職員」だと認識させ、全国民から馬鹿にされ、恥ずかしい思いをさせられているのが静岡県民である。

静岡県の損害は、静岡県民約345万人の損害である。職員らも静岡県民であるのだが、責任は誰にあるというのか。知事か、監査委員か、職員か、県民か。大きな損害となる。

どのような措置を請求するのか。：

静岡県が払ってきたA氏への給料全額に対して、返還請求すること。

A氏に、静岡県職員の名誉を傷つけたとして、副業で得た2740万円を、静岡県に納めるよう、請求すること。

誓約書に従い、A氏の身元保証人（黒塗りで不明）に、同額を、静岡県に納めるよう請求すること。

2 請求者

住所 浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1

氏名 星野 光央

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和8年3月13日

静岡県監査委員 様

01 0509jinji

02 A理事 懲戒免職 切り抜き記事

03 (マーク) 静岡県理事を無許可兼業で懲戒免職…県外の医療機関に勤務、部長級の懲戒免職処分は県政史上初_読売新聞

04 A理事誓約書、聴取記録 11枚

※証拠資料等は、別途提出する。

- (注) 1 措置請求書原文に即して記載したが、A及びBは原文では実名が記載されている。また、明らかな誤記は修正した。
- 2 措置請求書の請求年月日は令和8年3月13日付けであるが、措置請求書が郵送により提出されたため、県に到達した令和8年3月16日付けで受付した。
- 3 事実を証する書面として記者提供資料等が添付されている（内容は省略）。
- 4 令和8年3月14日及び4月8日に追加資料が別途提出された（内容は省略）。

3 請求人への質問に対する回答

令和8年3月18日に請求人に対して次のとおり回答を求めたところ、同日、次のとおり請求人から回答があった。

(1) 本請求で対象としている財務会計行為の範囲について

静岡県職員措置請求書の「その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか」を記載する欄に、「B前知事からも注意を受けていた（書面有）にもかかわらず」と記載があることから、元理事が前知事から文書訓告処分（添付資料4によると令和3年3月）を受けてから懲戒免職された令和7年5月9日までの勤務に対する給料の支払いを対象にしていると理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。

はい。

(2) 1年を経過してから請求する正当な理由について

地方自治法において、住民監査請求については「財務会計行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されています。

支払日が1年を経過している給料について請求する場合で、1年を経過してから請求することについて正当な理由がありましたら教えてください。

私が提示できる「正当な理由」はありません。

- (注) 原文に即して記載したが、Bは原文では実名が記載されている。

4 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求のうち令和7年3月16日以降の給料の支給に関する請求については財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和8年3月30日に受理することを決定した。

なお、本件措置請求のうち令和7年3月15日までの給料の支給に関する請求については、支出日から本件措置請求を受け付けた日までに1年を経過しているが、1年を経過して請求することに関する正当な理由があるかについて、上記3のとおり請求人に確認したところ、請求人から「正当な理由はない」との回答があったことから、当該部分については却下とし、監査を実施しないことを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書及び追加提出資料等の記載から、請求人は「A氏は令和3年3月に文書訓告処分を受けたにもかかわらず、その後も虚偽を用いて副業を続け、令和6年8月の県職員による通報以降も虚偽の説明を繰り返したことにより、県がA氏を懲戒免職処分にするのが遅れ、A氏に給料を払い続けて県に損害を与えたものであるため、令和3年3月にA氏に文書訓告処分をしてからA氏に払った給料の全額の返還を求めよ」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

なお、請求人はA氏（以下「当該職員」という。）が静岡県職員の名誉を傷つけたとして、当該職員が副業で得た2,740万円についても静岡県に納めるよう請求することを主張している。しかしながら、住民監査請求において対象とされる財務会計行為は、静岡県が行った違法又は不当な公金の支出であるところ、当該職員が副業で得た収入は静岡県が支出したものではない。したがって、当該職員が副業で得た収入については監査対象事項とはしていない。

2 監査対象機関

静岡県健康福祉部政策管理局総務課

静岡県総務部人事課

3 請求人の陳述

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたが、請求人は、陳述を行わなかった。

4 監査対象機関の意見書の提出

監査対象機関である健康福祉部政策管理局総務課及び総務部人事課からは、令和8年4月17日付けで次の意見書が提出された。

意見書

- 1 給料の全額の返還請求について

請求人は、「令和6年8月に、県職員による通報以降も、県行政に対して、虚偽の説明を繰り返し、給料をもらい続けてきた」として、支出した給料の全額に対して返還請求するよう主張している。

しかしながら、請求対象となっている令和7年3月16日から令和7年5月9日までに支払われた給与については、当該職員が、期間中、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定する職務専念義務に違反することなく勤務したことに対する対価として、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）に基づき、適正に支払われた給与であることから、返還を請求することはできない。

2 副業で得た報酬の返還請求について

請求人は、「静岡県職員の名誉を傷つけたとして、副業で得た2740万円を、静岡県に納めるよう」主張している。

しかしながら、「静岡県職員の名誉を傷つけた」ことに対する損害賠償請求権は、職員個人が行使するものであることから、そもそも県に請求権はない。

また、「静岡県職員の名誉を傷つけた」ことにより、静岡県には、物的、財産的、精神的損害は生じていない。

さらに、副業で得た報酬については、当該職員が週休日や休暇を取得した日に、県外の医療機関で診療に従事して得た対価であることから、当該副業で得た収入は不当利得とは言えず、県が与えた金銭でもない。

したがって、県は職員本人に副業で得た収入を請求することはできない。

なお、請求人が主張する損害賠償請求の額が副業で得た報酬額である根拠も全く不明である。

3 身元保証人に対する請求について

請求人は、「誓約書に従い、身元保証人に、同額を、静岡県に納めるよう」主張している。

しかしながら、身元保証人は職員が県に損害を与えたときに、職員に代わって損害を補償するものであるが、当該職員が県に与えた具体的な損害がないことに加え、前述の1及び2ともに請求に理由が認められないことから、身元保証人に対して補償を求めることはできない。

4 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由がないので、本請求を棄却する監査結果を求める。

(注) 意見書原文に即して記載した。

5 監査対象機関の意見等に対する請求人の反論

請求人からは、令和8年4月23日に意見書への反論が提出された（内容は省略）。

6 監査対象機関への調査結果（要旨）

令和8年4月13日に監査対象機関（健康福祉部政策管理局総務課）から、当該職員の勤務実績等について聞き取りを行った。

また、令和8年4月14日及び15日に監査対象機関（総務部人事課）から給料の支給手続や懲戒免職処分の手続等について聞き取りを行った。

それらの内容は、監査対象機関の意見書の内容を除くと、次のとおりである。

(1) 健康福祉部政策管理局総務課

- ・ 当該職員は無断欠勤等をせず、外形上問題なく働いており、服務上の違反がなかったため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定する職務専念義務に違反することなく勤務したと判断した。
- ・ 当該職員は、健康福祉部理事（医療提供体制・医療人材確保担当）として、県内の医療従事者確保を職務としており、主に、医学修学研修資金（医学生向け奨学金）の給付を受けた医師の県内の公的医療機関等への配置に携わっていた。当該職員は、当該業務において十分な働きをしていた。

(2) 総務部人事課

- ・ 給与は勤務に対する対価として支給するものであり、職員が懲戒免職処分となった場合であっても、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）に基づき、適正に支給した給与を返還させることはできない。
- ・ 令和3年3月24日、無許可で医療機関での診療業務に従事したことを理由として、当該職員に対して文書訓告処分をしている。文書訓告処分は懲戒処分ではなく、服務上の措置のひとつである。
- ・ 当該職員は、文書訓告処分後も無許可で医療機関での診療業務に従事し、多額の報酬を得ていたため、令和7年5月9日、懲戒免職処分を行った。当該職員の行為は、懲戒処分の基準（令和2年6月26日付け行人第80号経営管理部長通知、令和7年度施行時）の「第2 標準例」の「1 一般服務関係」の「(11) 営利企業等の従事」に該当している。処分に当たって適用した条文は、地方公務員法第38条（兼業許可違反）、第33条（信用失墜）、第29条第1項第1号及び第3号である。
- ・ 懲戒処分の基準においては「許可なく営利企業等に従事した職員は、減給又は戒告とする」とされているが、あくまで標準例であり、事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。当該職員の処分量定の決定に当たっては、当該職員が過去に同様の案件で文書訓告を受けていること、部下職員を管理監督し範を示す立場である部長級職員でありながら、再び非違行為に及んでいること、事情聴取において行為の事実を認めず、反省が見られないこと等を総合的に判断して、免職とした。
- ・ 当該職員の再度の兼業が発覚したきっかけは、令和6年8月に県職員から通報があったことである。
- ・ 通報を受けてから懲戒免職処分をするまでに約9か月かかったのは、関係者への事情聴取や非

違行を裏付ける資料の確認を行った上で慎重に処分の検討を行った結果である。

- ・ 当該職員は事情聴取において兼業の事実を否定していたことから、懲戒処分を行うには客観的な証拠を集める必要があり、本件においては、医療機関での従事を裏付ける資料の確認を行うため、色々な情報照会を行うのに数か月かかった。
- ・ 情報照会の結果、当該職員は兼業を310件行い、2,740万円余を得ていたことを確認した。
- ・ 当該職員が勤務時間中に兼業をしていなかったことや、業務において十分な働きをしていたことは、健康福祉部からの報告で確認している。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 事実関係

ア 令和3年3月24日、監査対象機関（総務部人事課）は、当該職員が兼業許可を受けずに医療機関での診療業務に従事したことを理由として、当該職員に対して文書訓告処分を行った。

イ 令和6年8月、医療機関のホームページに当該職員が掲載されていることに気付いた県職員が、県の窓口に通報した。

ウ 令和7年5月9日、監査対象機関（総務部人事課）は、当該職員が、令和元年10月、県外の医療機関において兼業許可を受けずに報酬を得て、診療業務に従事したこと、令和6年4月から6月までの間、合計6日間にわたり、県外の医療機関において、兼業許可を受けずに報酬を得て、診療業務に従事したこと、及び令和3年4月から令和6年12月にかけて、兼業許可を受けずに、複数の医療法人等から多額の給与を受領していたことを理由として、当該職員に対して懲戒免職処分を行った。

エ 当該職員には、令和3年3月24日の文書訓告処分後も、懲戒免職処分を受けて退職した令和7年5月9日までの給料が支給されている。

(2) 懲戒処分に関する規程等

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の4種類の処分がある。地方公務員法第29条第1項では、①地方公務員等の職員の服務に関する法令等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に処分を行うことができるものとされている。

懲戒処分は、職員にとって不利益な処分であるため、地方公務員法第27条第1項では、全て職員の懲戒については公正でなければならないものとされ、同条第3項では、職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがないものとされている。

静岡県職員の懲戒処分における標準的な量定については、懲戒処分の基準により定められている。

○懲戒処分の基準（令和2年6月26日付け行人第80号経営管理部長通知、令和7年度施行時）（抜粋）

第1 基本事項

本基準は、過去における本県職員（知事部局）の非違行為に係る懲戒処分の事例を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職位又は職責はどのようなものであったか、その職位又は職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断する。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機、若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

第2 標準例

1 一般服務関係

(ii) 営利企業等の従事

許可なく営利企業等に従事した職員は、減給又は戒告とする。

(3) 給与の支給に関する規程等

給与の支給に関して、次のとおり定められている。

○職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）（抜粋）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（略）第24条第5項（略）の規定に基づき、職員（略）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料表）

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表

に定めるところによる。(略)

(3) 医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第25条及び附則第4条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

6 任命権者は、職員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付しなければならない。

7 任命権者は、前項の規定による格付に従い第1項に規定する給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額的全額を支給する。(略)

3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月(略)の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から(略)週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、(略)その勤務しない1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書及び追加提出資料等の内容から整理すると次のとおりである。

当該職員は、令和3年3月に文書訓告処分を受けたにもかかわらず、その後も虚偽を用いて副業を続け、令和6年8月の県職員による通報以降も虚偽の説明を繰り返したことにより、県が当該職員に対して懲戒免職処分を行うのが遅れ、当該職員に給料を払い続けて県に損害を与えたものであるため、令和3年3月に当該職員に文書訓告処分をしてから当該職員に払った給料の全額の返還を求めよ。

(2) 判断の対象

請求人は「当該職員に給料を払い続けて県に損害を与えた」と主張する理由として、上記(1)に記載のとおり、県が当該職員に対して懲戒免職処分を行うのが遅れたとの主張をしている。請求人の主張の当否を判断するに当たり、県が当該職員に対して懲戒免職処分を行うのに要した期間の当否及び違法又は不当な公金の支出の存否について検討する。

(3) 懲戒免職処分を行うのに要した期間の当否について

地方公務員法第27条第1項において、全て職員の懲戒については、公正でなければならないものとされ、また、同条第3項において、職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがないものとされており、懲戒権者は、職員が同法第29条第1項各号の規定に該当する場合には、当該職員に対して懲戒処分をすることができるものとされている。

懲戒処分は職員に科される制裁であることから、懲戒権者は、職員に対して懲戒処分をする場合には必要な調査を行い、慎重な判断の下で行うものであり、最も重い処分である懲戒免職処分を行う場合はなおさらである。懲戒権者が非違行為の事実を確認できない段階で職員に懲戒処分をすることは、地方公務員法第27条第1項が規定する職員の懲戒における公正の原則に反し、違法又は不当な懲戒処分となる。

本件において、令和6年8月に県の窓口が通報を受けてから、令和7年5月9日に当該職員に対して懲戒免職処分をするまでに約9か月かかったことについて、監査対象機関（総務部人事課）は、上記第3の6(2)に記載のとおり、当該職員が非違行為の事実を認めなかったこともあって、関係者への事情聴取や非違行為を裏付ける資料の確認を行った上で慎重に処分の検討を行った結果であると説明している。

職員に対して懲戒処分を行うには客観的な証拠を集める必要があるところ、当該職員は、兼業許可を受けずに複数年にわたって多数の医療機関で310件もの診療業務に従事していたことから、多数の医療機関での従事を裏付ける資料の確認を行うため、情報照会を行うのに数か月を要したとの監査対象機関（総務部人事課）の説明には、合理性が認められる。

また、本件においては、当該職員が過去に同様の案件で文書訓告を受けていること、部下職員を管理監督し範を示す立場である部長級職員でありながら、再び非違行為に及んでいること、事情聴取において行為の事実を認めず、反省が見られないこと等を踏まえて、懲戒処分の基準に定められた標準例である減給又は戒告ではなく、最も重い処分である免職としているが、監査対象機関（総務部人事課）が処分の種類を決定するに当たり、慎重に検討を行ったことについても、合理性が認められる。

したがって、本件において懲戒免職処分を行うのに約9か月を要したことが不当であるとはいえない。

(4) 自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

上記第3の6(1)及び(2)に記載のとおり、監査対象機関（健康福祉部政策管理局総務課）は、当該職員は無断欠勤等をせず、外形上問題なく働いていたことを確認したため、当該職員にはその勤務に対する対価として給料が支給された。また、監査対象機関（総務部人事課）は、当該職員が勤務時間中に兼業をしていなかったことや、業務において十分な働きをしていたことを健康福祉部からの報告で確認している。

職員の給与に関する条例第4条第7項において、任命権者は、給料表により、職員に給料を支給しなければならないこととされており、また、当該職員の給料を減額すべき事情は見当たらないため、当該職員が懲戒免職処分を受けて退職するまでは、任命権者には当該職員に対して同条例に基づいて給料を支給する義務があったことから、給料を支給した。

請求人は、当該職員が虚偽の説明を繰り返して給料をもらい続けてきた行為は民法上の詐欺であり、地方公務員法違反であり、公務員として憲法違反を犯していたなどと主張するが、当該職員の勤務の対価として同条例に基づいて給料を支給したことに何ら問題はないため、いずれの主張も当該職員に給料を支給したことが違法又は不当との理由になるものではなく、上記判断を左右するものではない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

3 結論

以上のことから、本件措置請求のうち令和7年3月15日までの給料の支給に関する請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため自治法第242条の所定の要件を欠いていることから却下する。

令和7年3月16日以降の給料の支給に関する請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。